

広島市規則第46号

令和8年3月31日

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

広島市職員被服貸与規則（昭和32年広島市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「及び」を「、保育教諭及び」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。